◎新潟県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　解除に係る保安林の所在場所

新潟県村上市岩船字浦田山309の４（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　解除の理由

公共施設用地とするため